

**第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、「第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 契約の概要

- (1) 業務委託名 第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額 4,215,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本プロポーザルにかかる契約は、令和7年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって生じた損害について、市は責任を負わない。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 福祉企画課 担当 磯部、中島
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1
電話 055-934-4824（直通）
F A X 055-934-2631
E-mail fukushi-ki@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 令和2年度以降において地方公共団体の地域福祉計画策定及び福祉関連計画策定業務（いずれもアンケート調査業務のみの実績は除く。）の受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和7年2月18日（火）ホームページに掲載
質問受付	令和7年2月26日（水）正午まで
質問の回答	令和7年2月28日（金）までにホームページに掲載
参加申込及び企画提案書等の提出	令和7年2月28日（金）から 令和7年3月14日（金）17:00まで（必着）
プロポーザル参加承認通知 及び審査案内通知	令和7年3月17日（月）までに電子メールで
審査（書類選考、または プレゼンテーション）	令和7年3月26日（水）予定
選考結果の通知	令和7年3月27日（木）予定
契約締結	令和7年4月上旬

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等に関する質問は電子メール又はFAX(様式任意)にて受付を行う。
なお、質問の際は、送付件名を「【質問】第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託プロポーザルについて」とし、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は、「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(2) 回答方法

本業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザル参加申込書の提出及び企画提案書の提出

本手続は、参加申込及び企画提案書等の書類を同時に提出するものである。

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）から令和7年3月14日（金）17:00までとする。

(2) 提出方法

下記の書類を用意し、持参または郵送にて「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(3) ⑧⑨⑩は不要である。

また、持参による場合は、事前に「3 問い合わせ・書類提出先」へ連絡すること。
なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式 2）を提出すること。辞退しても、今後不利な扱いを受けることはない。

(3) 提出書類

①参加申込兼誓約書 1部（様式1）

②会社概要（様式任意、パンフレット等でも可） 1部

③企画提案書 5部（様式自由）

④実施体制調書 5部（様式3）

⑤同種業務実績表 5部（様式4-1、4-2）

⑥工程表 5部（様式5）

⑦見積書（押印不要） 1部（様式自由）

※見積金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む額とし、契約上限額以下の金額とすること

⑧暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部（様式6）

⑨財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」） 1部

⑩納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
各1部

ア 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

イ 沼津市固定資産税納税証明書（令和6年度のもの）

ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

(4) 提出書類に関する注意事項

企画提案書の提出書類は、以下の点に注意して作成すること。

①提出書類のうち、③～⑥については、すべて自社名（ロゴマーク等を含む。）を入れないこと。（入っている場合は受け付けない）

②提出書類は、日本工業規格A4で作成する。A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。

③企画提案書は、10ページ以内で作成すること。

④企画提案書は、見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に記載し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

⑤本業務委託の目的を達成するため、契約上限額の範囲で、できうる限りの提案を示すこと。また、本件の受託者選定において、プロポーザルを採用する点にかんがみ、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

⑥見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

⑦提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、審査案内（プレゼンテーション実施の有無、日時及び開催場所）についても併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、プロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類（及びプレゼンテーション）の内容を基に、「第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託契約候補者選定委員会」において総合的な評価を行い、契約候補者を選定する。

(2) プレゼンテーションを実施する場合

- ・発表時間は、1参加者について15分程度を予定している。また、発表後、質疑応答の時間を5分程度設ける。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。
- ・プレゼンテーションにスライドを使用する場合、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ及びスクリーンは市で用意する。必要な場合は事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーションで説明する参加者は、業務担当予定者を含み3名までとする。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(3) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

10 選考結果の通知

契約候補者選考後、すみやかに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) プレゼンテーション指定時間に来場しなかったとき。
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

12 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ>事業者のみなさんへ>入札情報・契約>建設工事関連業務以外の委託
>「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

本プロポーザルにかかる契約は、令和7年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって生じた損害について、市は責任を負わない。

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目	着眼点	配点
事業目的・ 事業内容の 理解度	社会福祉法のほか関連法を理解し、必要な知識を有しているか。	10
	本市の地域性や施策等を理解し、内容の整合性が取れた提案となっているか。	10
	地域共生社会の実現に対するビジョンを有しているか。	10
提案手法	仕様書に基づき、その目的、条件及び内容を反映した提案内容となっているか。	10
	現行計画である「第4次沼津市地域福祉計画」の分析に関する視点が盛り込まれているか。	10
	仕様書の業務内容をさらに充実させるような積極的な提案、アイデアはあるか。	15
	提案内容から想像できる本市の姿に共感ができるか、将来像を想像できるか。	15
	企画提案内容に説得力があり、実現性が高いか。	15
作業工程の 実現可能性	作業手順の計画性、妥当性を評価する。	10
情報提供・ 基礎データ	本計画策定における情報収集能力を評価する。	10
業務の実施 体制	従事する主担当研究員（予定）の実務経験を評価する。	10
	社内におけるサポート・バックアップ体制や緊急時の補助スタッフの有無。	5
福祉関連計 画策定業務 の受託実績	地域福祉計画策定業務実績を評価する。	10
	自治体における福祉関連計画策定業務の実績を評価する。	10
		150

※合計点数の平均が90点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。